平成２９年（フ）第５９１号
神戸市北区菖蒲が丘１丁目534番地の59、従前の住所神戸市灘区都通３丁目２番７－307号
債務者　小河　　滿
成年後見人　勝田　隆之
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９号
山口市小郡下郷254番地１　コーポひまわり202
債務者　米谷　綾香
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
山口県岩国市周東町下久原1213番地１　アルモニーＫＩ202号
債務者　稲田　　真
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１０３１号
愛知県大府市江端町６丁目59番地　Ｍｕｓｅ．Ｋ２Ａ号
債務者　山添　祐輔
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2335番地22
津久礼ハイツＣ　203号
債務者　小柳　武士
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
熊本市南区南高江４丁目１番15―176号　市営野越団地１Ｃ－６
債務者　髙木亜由美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市野比２丁目14番４号　コーポ　カサブランカ　４号
債務者　黒崎　雅宏
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３６号
和歌山市市小路25番地２　プレジール楠見205号
債務者　松田　有加
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４号
和歌山市伝法橋南ノ丁12番地２　サーパス市駅前902号
債務者　笠松　浩行
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９号
和歌山市中之島275番地
債務者　上野　保廣
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５号
和歌山県岩出市森201番地の43
債務者　岡田　米弘
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
青森市佃２丁目10番５号　アパートメントハウス三田203号
債務者　川越美由希
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
熊本県荒尾市平山2075番地
債務者　島利　　剛
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５５８５号
東京都北区豊島２丁目25―15―201
債務者　釜　　貴行
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６１１号
東京都墨田区立川３丁目11―11―302
債務者　城田　研吉
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６１２号
東京都荒川区西日暮里１丁目35－２－206
債務者　木村　　一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部